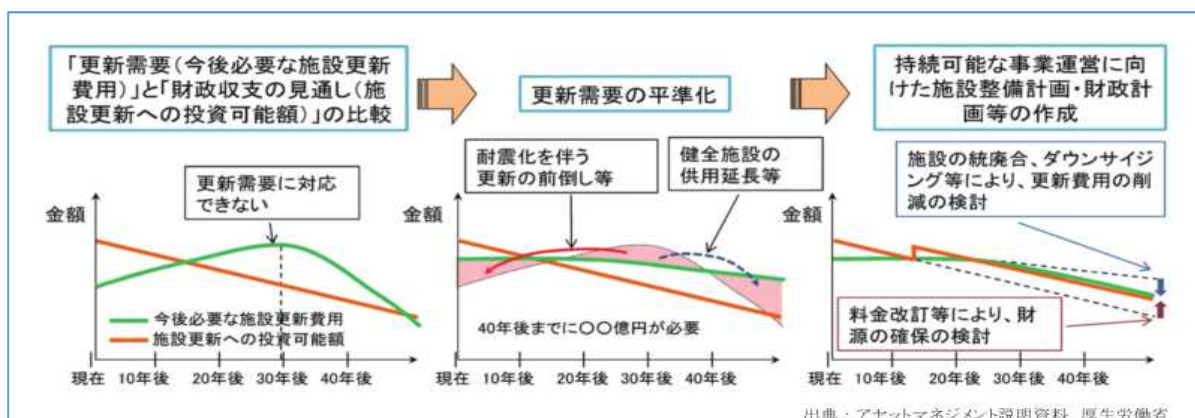


## 簡易支援ツール等を活用したアセットマネジメントの導入

水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）において、**水道事業者等は、水道施設の維持及び修繕、台帳の作成・保管、計画的な更新等が求められるよう（義務化）になりました。**



### ○アセットマネジメントのポイント

- ・ 計画期間： **少なくとも30～40年程度**
- ・ 共通認識： **投資の必要性や財源確保**
- ・ 資産管理水準： **継続的向上**
- ・ **財源の裏付け**：更新需要を明らかに

多くの事業体において、施設更新計画を策定し、国庫補助事業を活用しています。この計画の期間は、数年から10年以内というものが多いです。内容として、更新する施設状況を整理し、整備内容、整備費用、整備時期等をまとめたものとなっています。これでは、管理施設の全体像（将来を見通した施設の健全度）が見ることができません。また、投資の必要性の説明が目の前の漏水を防止するためといったものになってしまいます。それ自体が悪いわけではなく、それはそれで必要です。しかし、**事業を持続可能とするには、長期的視点で全体像を把握した予防保全型の管理を導入**することが重要です。

構成要素としては、次の4つで、これをサイクル化することがアセットマネジメントです。

①必要情報の整備、②ミクロマネジメントの実施、③マクロマネジメントの実施、④**更新需要・財政収支見通しの活用**

作業としては、国から簡易ツールが公表（R2.3改良）されており、入力するだけなので簡単です。よく分からないままグラフ等ができていきます。グラフを見ると内容を理解することも難しくはありません。ただ、ここで終わるパターンが非常に多いように思います。グラフを作成し、内容を理解しても、それを**更新計画に反映**しなければ、意味がありません。

留意事項として、最初は、必要情報が十分でなく精度が低いことから、結果にも精度不足が生じることが考えられますが、**サイクルの中で、精度向上**を図ればよいわけです。水道は、施設の多くが埋設されており、目に見えません。それを「見える化」して、**更新時期の最適化**の検討が必要です。

【根拠文献】水道法、水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き